○厚生労働省告示第百四十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1011)を(1021)とし、(998)から(1010)までを(1008)から(1020)までとし、(997)を(1006)とし、その次に次のように加える。

(1007)　レンバチニブ

第八号中(996)を(1005)とし、(921)から(995)までを(930)から(1004)までとし、(920)を(928)とし、その次に次のように加える。

(929)　ヤケヒョウヒダニエキス・コナヒョウヒダニエキス

第八号中(919)を(927)とし、(855)から(918)までを(863)から(926)までとし、(854)を(861)とし、その次に次のように加える。

(862)　マシテンタン

第八号中(853)を(860)とし、(848)から(852)までを(855)から(859)までとし、(847)を(853)とし、その次に次のように加える。

(854)　ポマリドミド

第八号中(846)を(852)とし、(598)から(845)までを(604)から(851)までとし、(597)を(602)とし、その次に次のように加える。

(603)　トレラグリプチン

第八号中(596)を(601)とし、(461)から(595)までを(466)から(600)までとし、(460)を(464)とし、その次に次のように加える。

(465)　ソホスブビル

第八号中(459)を(463)とし、(276)から(458)までを(280)から(462)までとし、(275)を(278)とし、その次に次のように加える。

(279)　クリンダマイシンリン酸エステル水和物・過酸化ベンゾイル

第八号中(274)を(277)とし、(179)から(273)までを(182)から(276)までとし、(178)を(180)とし、その次に次のように加える。

(181)　エリグルスタット

第八号中(177)を(179)とし、(128)から(176)までを(130)から(178)までとし、(127)を(128)とし、その次に次のように加える。

(129)　ウメクリジニウム臭化物

第八号中(126)を(127)とし、(6)から(125)までを(7)から(126)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6)　アクリジニウム臭化物

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の1中(211)を(212)とし、(209)から(210)までを(213)から(214)までとし、(207)から(208)までを(215)から(217)までとし、その次に次のように加える。

(212)　ラムシルマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(155)を(156)とし、(153)から(154)までを(157)から(209)までとし、(152)の次に次のように加える。

(157)　乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（プロトタイプ）

別表第1の1中(154)を(155)とし、(133)から(153)までを(134)から(154)までとし、(132)の次に次のように加える。

(133)　沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）

○厚生労働省告示第百四十一号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第五条第一項の規定に基づき、短時間労働者対策基本方針を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。なお、短時間労働者対策基本方針（平成二十年厚生労働省告示第二百八十号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

短時間労働者対策基本方針

はじめに

短時間労働者の雇用管理の改善等に関しては、平成５年に短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号。以下「法」という。）を制定し、短時間労働を労使双方にとって重要な就業形態として位置付け、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるような条件整備を図る等によりその福祉の増進を図ってきたところである。

特に、平成19年の法の改正において、通常の労働者と同視すべき短時間労働者について差別的取扱いを禁止する等の均等・均衡待遇の確保の規定を設けるとともに、通常の労働者への転換推進措置の導入等に関する規定を設け、それらの履行確保を図ってきたところである。

さらに、平成26年の法の改正において、短時間労働者の待遇の原則の新設、差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者の範囲の拡大等により均等・均衡待遇の確保を進めるとともに、雇入れ時の短時間労働者への雇用管理の改善等の措置の内容の説明義務の新設等により、短時間労働者の納得性の向上等をより一層推進するための措置を講じたところである。

もとより、短時間労働者の福祉の増進は、法の施行等によって確保されるだけでなく、他の関係法令に基づく施策等広範多岐にわたるものにより実現されるものである。これらを円滑かつ効果的に実施していくためには、短時間労働者の職業生活の動向を的確に把握した上で短時間労働者対策の総合的かつ計画的な展開の方向を労使を始めとする国民全体に示し、これに沿って対策を講ずる必要があるため、法は短時間労働者対策基本方針を定めることとしている。

この基本方針は、短時間労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項を示すものである。

本方針の運営期間は、平成27年度から31年度までの５年間とする。